また、同調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているホトケドジョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、サンショウクイ、ミズスマシ、マルタニシ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキキョウ、準絶滅危惧として掲載されているカザグルマ、エビネ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は小さいとされた種以外のものについても、保全措置の実施により、影響が回避・軽減されると予測されている。主な保全措置としては、オオタカについて、営巣が確認されていることから、専門家の指導助言を受け、人工代替巣の設置等の必要な保全措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が24箇所存在するが、このうち３箇所については既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る21箇所についても福島県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、一般国道のバイパスを、伊達市及び伊達郡桑折町の近傍で計画されている高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線との二重投資を避けるために、道路構造令による第１種第３級の規格に基づく２車線の自動車専用道路として建設するとともに、この自動車専用道路と高速自動車国道を連結するためのジャンクションを建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、一般国道本体事業及び本件高速自動車国道事業の事業計画は、平成18年１月１日の合併前の旧霊山町区間については平成24年７月20日に都市計画決定された都市計画と、同合併前の旧保原町及び旧伊達町並びに伊達郡桑折町区間については平成24年７月20日に都市計画決定された都市計画と、ランプの線形、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、一般国道本体事業の施行に伴う市道、町道及び普通河川の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は線形不良区間が存在し、交通事故が発生しているなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、福島市長を会長とする一般国道115号（福島・霊山・相馬間）整備促進期成同盟会等より、東日本大震災からの復興に寄与することなどから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　福島県伊達市役所梁川分庁舎及び同県伊達郡桑折町役場

第６　収用又は使用の手続が保留される起業地

１　第２の１に係る事業

福島県伊達市保原町上保原字拾翠崖、字内山入、字内山、字採芝崖、字上当築、字田向、字仏供田、字京口、字法千在家、字中室内、字大地内及び字上古川、伏黒字笹ケ渕、字十文河原、字道六神、字中曽根、字沖前、字宮本、字土井ノ内、字舘ノ内、字荒屋敷、字六角及び字川岸、下川原並びに岡沼地内

２　第２の２に係る事業

なし

○国土交通省告示第二百七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一級河川石狩川水系千歳川改修工事（千歳川遊水地群・北海道江別市江別太地内）

第３　起業地

１　収用の部分　北海道江別市江別太地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道江別市江別太、空知郡南幌町南８線西、南９線西、南10線西及び南11線西、北広島市東の里及び中の沢、恵庭市北島、夕張郡長沼町東９線南、東10線南、東11線南及び東12線南並びに千歳市根志越地内の区域（以下「本件区域」という。）を全体計画区域とする「一級河川石狩川水系千歳川改修工事（千歳川遊水地群）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一級河川の管理は、河川法第９条第１項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区域は同条第２項に規定する指定区間に指定されていないことなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一級河川石狩川水系石狩川（以下「石狩川」という。）の左支川である千歳川は、北海道千歳市の西部に位置する支笏湖を水源とし、千歳市街地を貫流したのち嶮淵川、漁川、旧夕張川等の支川と合流し、江別市街地の東部で石狩川に合流する幹川流路延長108km、流域面積1,244㎢の河川である。